

令和7年6月施行 熱中症対策義務化について

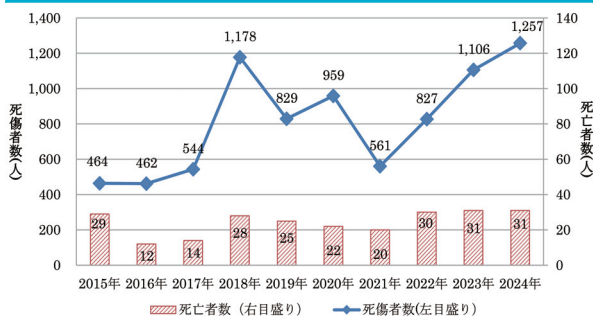
気候変動の影響により夏の気温は年々上昇し「猛暑」や「酷暑」が常態化する中、職場での熱中症リスクが深刻化しています。こうした状況を受け、労働者の命と健康を守るため厚生労働省は2025年6月1日に改正労働安全衛生規則を施行し、事業者の熱中症対策を罰則付きで義務化しました。

1. 熱中症による労働災害の現状

令和7年5月30日、厚生労働省は、令和6年の「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」（確定値）を公表した。

令和6年における職場での熱中症による死傷者（死亡・休業4日以上）は、1,257人（前年比151人増）で2015年以降最多となり、死亡者数は31人と3年連続で30人台となった。

職場における熱中症による死傷者数の推移



出典：厚生労働省「令和6年職場における熱中症による死傷者災害発生状況（確定値）」より

また2020年から2024年にかけて発生した熱中症の死傷者数について業種別でみると、建設業（20%）、製造業（19%）の順で多く全体の約4割を占める結果となっている（図表掲載なし）。

これまで熱中症による死亡災害については、初期症状の放置や対応の遅れが原因とされてきたが法令では明確な定めはなかった。今後は、現場において死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策の実施が必要であるとして、厚生労働省は2025年6月1日、事業者の熱中症対策を罰則付きで義務化し、講じるべき措置が具体的に示されることとなった。原則として全ての事業者が対象となり、対策を怠った場合は6カ月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金が科されることとなる。

2. 新たな熱中症対策について

（1）対象となる作業

「WBGT※28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業（屋内・屋外問わず）

※Wet Bulb Globe Temperature（湿球黒球温度）…暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数。「湿度」、「周辺の熱環境（日射、輻射）」、「気温」の3つを取り入れた指標で、値は気温と同じ（℃）で示されるが、気温とは異なるので注意が必要。

作業場所では市販のWBGT計で数値を定期的に測定し、熱中症の危険度を客観的に把握する。下図に示される作業強度に応じたWBGT基準値と比較し、基準値を超える場合は作業計画の見直しやスポットクーラー、遮熱シートなどを使用し熱中症予防対策を徹底する。

対象となる作業環境は、出張先で作業を行う場合や労働者が移動して複数の場所で作業を行う場合、作業場所から作業場所への移動時等も含まれる（休憩時間は除く）。

WBGT値（暑さ指数）の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて
身体作業強度とWBGT基準値を比べる
着衣補正値も確認（表1-2）

基準値を超える場合には

・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
・身体作業強度（代謝レベル）の低い作業に変更すること（表1-1参照）
・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じたWBGT基準値		身体作業強度で 指定する場所の WBGT値の目安	
区分	身体作業強度（代謝レベル）の例	暑熱環境による WBGT基準値	暑熱環境による WBGT基準値
0 安静	安眠、楽な座位	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業（書く、タイピング等） ・歩行及び軽い作業（小さいベントラクター、点検等） ・敷及び軽い作業（通常の状態で機が動く運搬、ファストスイッチ及びペダルの操作） ・立位で軽い作業（小さい組立）	30	29
2 中代謝率	・継続的な歩行及び軽い作業（くぎ（釘）打ち、盛土） ・敷及び軽い作業（トラックのフォークロード運転等） ・軽と通常の作業（送電用ハンマーでの作業、トラクター駆動、しゃく（掘り）） ・軽量の荷重及び手押し車を押したり引いたりする	28	26
3 高代謝率	・強度の敷及び軽い作業、重量の運搬 ・ジョーブル作業、ハンマー作業、のこぎり作業 ・掘、掘への掘り込み掘り又はのこぎり作業 ・重荷（重い）を運ぶ ・重量の荷重及び手押し車を押したり引いたりする	26	23
4 超高代謝率	・最大強度の運搬などの最も激しい活動 ・おの（時）を要する ・掘（掘）を要する ・掘（掘）を要する ・掘（掘）を要する ・掘（掘）を要する	25	20

出典：厚生労働省「職場における熱中症予防基本対策のススメ」より

（２）企業に求められる対応

①「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知

※報告を受けるだけでなく、職場巡視や２人以上の作業員が作業中に互いの健康状態を確認するパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努める。

②熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、 (ア)事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等 (イ)作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

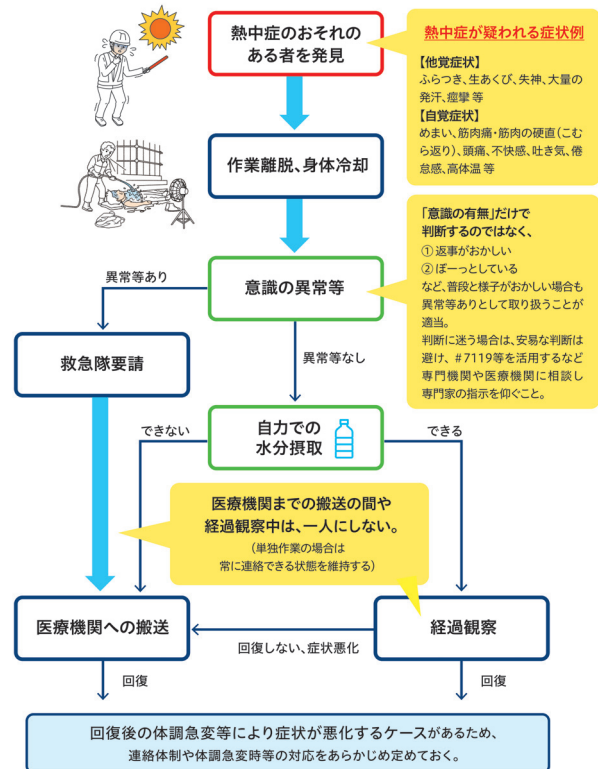
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

企業に求められる対応としては、熱中症の初期症状（頭痛、めまい、吐き気など）を感じた時、また熱中症が疑われる者を発見した時、報告する連絡先や担当者をあらかじめ事業所ごとに明確に定め、周知すること。事業所の緊急連絡先や搬送する医療機関の連絡先を事業所で周知することや、応急処置などについて事業所ごとにフロー図などを作成し、実施手順を定めることなども義務付けられている。こうした内容は作業員に確実に伝わる必要があるため、事業所の見やすい場所への掲示やメールの送付、文書の配布のほか、朝礼での伝達などを組み合わせることも推奨される。お互いが様子を観察し、いつもと違うと感じたら周囲の人や現場管理者にすぐに申し出ることも、熱中症の早期発見には重要なポイントとなる。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例（フロー図）

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



出典：厚生労働省「職場における熱中症対策の強化について」より

ここ数年、天気予報で気温の高さを示す真っ赤な日本地図を見ることが当たり前になり、外出の際のポータブル扇風機や日傘などは必需品となっています。熱中症による死亡災害が増加する中、これまで事業者に対する努力義務とされてきた熱中症対策は、より厳格な対応が求められることとなりました。正しい知識と対応マニュアルの徹底、現場作業員への指導や周知によって熱中症は未然に防ぐことができます。今回の改正は雇用形態に関係なく、日雇い労働者や外国人労働者にも適用されるため多言語でのマニュアル整備も必要になるでしょう。

企業が熱中症対策を講じることは、すべての従業員が働きやすい職場になるという事です。従業員の安全と健康を守り、熱中症ゼロの職場を目指しましょう。

（村井 渚）